

優っくりグループホーム鎌田
「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人奉優会が開設する優っくりグループホーム鎌田（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応共同生活介護事業及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の生活の安定及び生活の充実ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 優っくりグループホーム鎌田は、利用者の認知症状の進行を緩和し、利用者が、安心して、日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、「（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書」に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び、援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理を行い、利用者それぞれの役割を持って、家庭的な環境の元で、日常生活ができるよう援助します。

（主たる事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 優っくりグループホーム鎌田

(2) 所在地 東京都世田谷区鎌田3丁目31番19号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 計画作成担当者 3人（ユニットごとに1名）

利用者に応じた（介護予防）認知症対応共同生活介護計画を作成し、適切に実施されているか評価を行う。

(3) 介護従事者 介護福祉士等 21人以上

介護従業員は、指定（介護予防）認知症対応共同生活介護の提供に当たる

（入居定員）

第5条 事業所の入居者の定員は、27人（1ユニット9人、2ユニット9人、3ユニット9人）とする。

（指定（介護予防）認知症対応型生活介護の内容）

第6条 指定（介護予防）認知症対応型生活介護は、要支援2、要介護者であって、認知症の状態にあるものを対象に共同生活をおくる住居において、日中は、利用者3人に1人以上の介護職員は配置

(夜間は1名以上当直)し、共同生活介護サービスを提供する。

指定共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況をふまえた(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴、排せつ又は食事等の介護
- (4) 健康管理・毎月のおこづかい等の金銭管理に限った援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 利用者・家族に関する相談
- (8) その他日常生活に必要な援助、介護

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

東京都世田谷区

(サービス提供日・時間)

第8条 事業所のサービス提供日・時間は次のとおりとする。

サービス提供日 年中無休

サービス提供時間 24時間

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者が支払う金額は、介護給付費の1割、2割又は3割の額とする。

(その他の費用)

- (1) 部屋代 84,000円(月) / 日割り額2,800円
- (2) 光熱費 17,000円(月) / 日割り額566円
- (3) その他生活費 19,000円(月) / 日割り額633円(清掃・保守委託・サークル活動費等)
- (4) 食費 30,000円(月) / 日割り額1,000円
- (5) おむつ代 実費相当分
- (6) 理美容代その他 実費相当分

(1) から(6)を徴収する場合には、利用者または、その家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

その他、日常生活でかかる費用の徴収が必要となった場合は、そのつど利用者または、その家族に説明し、同意を得たものに限り、指定された銀行口座より引き落としにより徴収する。

年度末にユニットごとに、(2)～(4)を清算し、4月に開催される家族会等で内訳を報告し、余剰金が発生した場合は、各利用者に返還し、不足となったときには、徴収を

お願いすることとする。

(介護予防) 認知症対応型生活介護計画)

第10条 計画作成担当者は、サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。介護計画の作成・変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得、介護計画を交付する。

利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行い、急激に状況が変化した場合は、速やかに介護保険要介護認定の変更申請を行う。

(外出・外泊について)

第11条 利用者は外出または、外泊しようとするときは、その前日までに、そのつど、外出すること、用件、帰宅予定日時等を当グループホーム所定の様式に記入して管理者に届け出るものとする。

(面会について)

第12条 利用者が外来者と面会しようとするときは、外来者が玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録するものとする。面会時に持参した、物品、食品、薬等の内容は必ず職員に伝えるものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第13条 利用者は要支援2又は要介護1以上の被認定者で認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害の恐れがないこと
 - (3) 施設内で喫煙をしないこと
 - (4) サービス従事者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと
 - (5) 常時医療機関において治療をする必要がないこと
 - (6) 本規程に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること
- 2 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みが無い場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、利用者の家族と相談し、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がある。
- 3 入居後利用者の状態が変化し、1項をみたさなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 4 退所に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、ほかのサービス提供機関と協議し、介護の継続が維持されるよう、退所に必要な援助を行うよう努める。

(緊急時の対応)

第14条 利用者の身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったと

きは、医療機関への連絡とともに、緊急連絡先への速やかな連絡を行い、救急車を呼び、対応をする。

（個人情報保護）

第15条 本事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、別紙、「個人情報に関する同意書」を取り交わし適切な取り扱いの勤めるものとする。

（秘密の保持）

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密事項については、ご利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により、同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（非常災害対策）

第17条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (1) 事業所管理者を防火管理者とし、火元責任者には事業所介護職員をあてる。
- (2) 夜勤交代時22:00には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常用災害の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 事業者は、非常災害用設備を常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等について、災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため。自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して採用時及び朝礼時に防災教育、消防訓練等を年4回実施する。

（事故発生時の対応）

第18条 本事業者は、利用者に対する指定サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに世田谷区、当該利用者の家族、当該利用者にかかる主治医に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとする。

- (1) 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- (2) 本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により損害するべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (3) 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待防止のための措置）

第19条 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を

行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体拘束について)

第20条 認知症のために、利用者または、他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急かつやむをえない場合についてのみ、身体拘束を行う場合がある。

- 2 身体拘束が必要な場合は利用者及び家族に説明をし、同意を得なければならない
- 3 身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び緊急やむをえない理由を記録するとともに、開示請求があった時は、開示する。

(苦情解決)

第21条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者及び家族からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するため、苦情等受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、その提供するサービスに関して、市町村からの文書提出・提示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情等に関する調査に協力する。また、市町村からの指導または助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告しなければならない。
- 3 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善内容を報告する。

サービス内容に関する相談苦情

- ① 事業所における相談苦情窓口 事業所責任者管任者

電話 03-5727-0641

- ② 世田谷区総合支所 相談・苦情窓口

世田谷総合支所 電話 03-5432-2850

北沢総合支所 電話 03-6804-8701

玉川総合支所 電話 03-3702-1894

砧総合支所 電話 03-3482-8193

烏山総合支所 電話 03-3326-6136

- ③ 東京都国民健康保険団体連合会介護相談指導課

電話 03-6238-0177

(従業者の研修)

第22条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 認知症に関する研修 年3回

(介護サービス情報の公表)

第23条 社会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、サービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表、第三者評価、顧客満足度アンケート調査の結果を、法人、施設のホームページ等に行うものとする。

第三者評価実施日 2023年2月27日

評価機関 有限会社ヘルスサポート

(運営推進会議)

第24条 (介護予防)認知症対応型共同生活介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議は、おおむね2ヶ月に1回以上開催する。

3 運営推進会議は、利用者、利用者家族 地域住民の代表者、民生委員、あんしんすこやかセンター職員等、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護について知見を有する者を構成メンバーとする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認をしていただく外、地域との意見交換・交流とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録は公表する。

附則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月26日から施行する。

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月12日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

別紙

料金表

優っくりグループホーム鎌田 料金表（令和6年4月～）

【介護保険】	1日あたりの 1割自己負担金	1日あたりの 2割自己負担金	1日あたりの 3割自己負担金
要支援2	817円 (30日 24,510円)	1,633円 (30日 48,990円)	2,450円 (30日 73,500円)
要介護1	821円 (30日 24,630円)	1,642円 (30日 49,260円)	2,463円 (30日 73,890円)
要介護2	859円 (30日 25,770円)	1,718円 (30日 51,540円)	2,577円 (30日 77,310円)
要介護3	886円 (30日 26,580円)	1,771円 (30日 53,130円)	2,656円 (30日 79,680円)
要介護4	903円 (30日 27,090円)	1,806円 (30日 54,180円)	2,708円 (30日 81,240円)
要介護5	922円 (30日 27,660円)	1,843円 (30日 55,290円)	2,764円 (30日 82,920円)
【加算】 該当種目のみ算定	1割自己負担金	2割自己負担金	3割自己負担金
<input checked="" type="checkbox"/> 初期加算 (30単位) 30日まで	33円/1日	66円/1日	99円/1日
<input checked="" type="checkbox"/> 医療連携体制加算Ⅰ ハ	41円/日	81円/日	121円/日
<input checked="" type="checkbox"/> 入退院支援加算	269円/日	537円/日	805円/日
<input checked="" type="checkbox"/> 口腔衛生管理体制加算	33円	66円	99円
<input checked="" type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	131円	262円	393円
<input checked="" type="checkbox"/> 退去時情報提供加算	273円	545円	818円
<input checked="" type="checkbox"/> 退去時相談援助加算	436円	872円	1,308円
<input checked="" type="checkbox"/> 認知症チームケア推進加算Ⅱ	131円	262円	393円
<input checked="" type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算Ⅱ	218円	436円	654円
<input checked="" type="checkbox"/> 看取り加算 死亡日	1,396円	2,791円	4,186円
<input checked="" type="checkbox"/> 死亡日以前2日または3日	742円/日	1483円/日	2224円/日
<input checked="" type="checkbox"/> 死亡日以前 4日以上 30日以下	157円/日	314円/日	471円/日
<input checked="" type="checkbox"/> 死亡日以前 31日以上 45日以下	79円/日	157円/日	236円/日
<input checked="" type="checkbox"/> 科学的介護推進体制加算	44円	88円	131円
<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算		
<input checked="" type="checkbox"/> 身体拘束廃止未実施減算			
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×17.8%×10.9の自己負担分		
実費 負担分	家賃	84,000円/月	敷金 168,000円 ※初月に頂きます。 退去時に居室クリーニング代を除きお返しします。
	光熱水費	17,000円/月	
	食費	30,000円/月	月合計額 <u>150,000円</u>
	共益費	19,000円/月	